

西条市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第2種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域及び第8条第1項第2号の2の特定用途制限地域における産業居住地区	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域の定めのない地域で、市長が住民の生活環境に及ぼす影響が小さいと判断し、別に定めた地域	100分の10以上	100分の15以上

備考 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地がこの表に規定する区域及び当該区域以外の区域にわたる場合において、同表に規定する区域の当該敷地に占める面積の割合が2分の1以上のときは当該敷地の全部について同表の規定を適用し、当該割合が2分の1未満のときは当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することがで

きない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(以下「既存工場等」という。)が第3条の表における第2種区域又は第4種区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

	緑地の面積	環境施設の面積
1 の 業 種	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
2 以 上 の 業 種	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
備考		
1 「1の業種」とは、既存工場等が工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる業種のいずれかに属する場合をいう。		
2 「2以上の業種」とは、既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち2以上の業種に属する場合をいう。		
3 この表に掲げる式における記号は、それぞれ次の数値を表わすものとする。		
G 当該変更に伴い設置する緑地の面積		
P 当該変更に係る生産施設の面積		

- γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- γ_j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

3 前項の規定は、既存工場等が第3条の表における第3種区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、同項中「0.1」とあるのは「0.05」と、「0.15」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。